

734. 2-ベンジリデンオクタナール

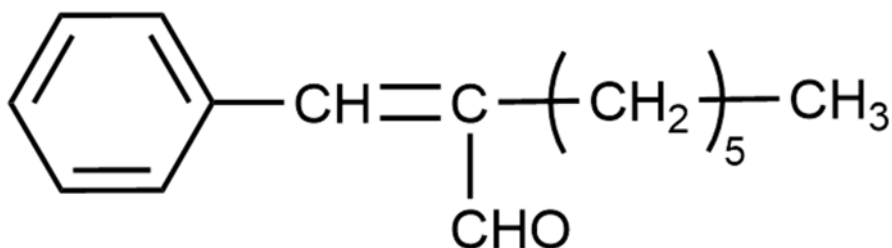
別 名: α -ヘキシルシンナムアルデヒド

管 理 番 号: 734

PRTR 政令番号: 1-449 (化管法施行令(2021年10月20日公布)の政令番号)

CAS 登録番号: 101-86-0

構 造 式:



性 状: 淡黄色の液体 水に溶けにくい(水溶解度 10 mg/L 未満) 揮発性物質

- ・2-ベンジリデンオクタナールは、「 α -ヘキシルシンナムアルデヒド」とも呼ばれ、香料(ジャスミン、チュベローズなど花香の調合)に用いられています。
- ・排出及び移動に関する概要については、PRTR データの公表(2024年度末)後に記載します。

■用途

2-ベンジリデンオクタナール(以下「 α -ヘキシルシンナムアルデヒド」と表記します)は、香料(ジャスミン、チュベローズなど花香の調合)に用いられています。天然には、カモミールの精油にも含まれています。

■排出・移動

化学物質排出把握管理促進法(化管法)改正後のPRTRデータの公表(2024年度末)後に記載を行う予定です。

■環境中での動き

水中に排出された α -ヘキシルシンナムアルデヒドは、国の化学物質安全性点検による分解度試験では、微生物分解はされやすいことが報告されています¹⁾。

■PRTR 対象物質選定の根拠(有害性)

生態毒性 α -ヘキシルシンナムアルデヒドは、甲殻類等(ミジンコ類)の21日間NOEC(無影響濃度)が0.063 mg/L、48時間EC₅₀(半数影響濃度)が0.258 mg/L、魚類(ファットヘッドミノー)

の 96 時間 LC₅₀ (半数致死濃度) が 1.7 mg/L とされています²⁾。(魚類 LC₅₀ は後述「生態 (有害性・リスク評価)」に示す魚類 LC₅₀ と同じです。また、甲殻類等 NOEC 及び甲殻類等 EC₅₀ は PNEC (予測無影響濃度) を算定する際の候補となりました。)

■人健康


2022 年 3 月時点では、わが国では α-ヘキシルシンナムアルデヒドの環境中へ排出後の人の健康に関するリスク評価は行われていません。

■生態 (有害性・リスク評価)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法) のスクリーニング評価では、魚類 (ファットヘッドミノー) の 96 時間 LC₅₀ が 1.7 mg/L であること (「PRTR 対象物質選定根拠 (有害性)・生態毒性」にて示したデータと同じです。) を根拠とし、水生生物に対する PNEC を 0.00017 mg/L (=0.17 µg/L) と算定しています²⁾。

なお、α-ヘキシルシンナムアルデヒドは化審法で、平成 28(2016)年 4 月 1 日告示で生態影響における 優先評価化学物質 に指定されています。

生産量等	国内生産量 (2019 年) : 2 トン ³⁾ 【化審法: 優先評価化学物質 (通し番号 199) として】 製造・輸入数量 (2019 年) : 約 800 トン ⁴⁾		
排出・移動量 (PRTR データ)	化管法改正後の PRTR データの公表 (2024 年度末) 後に記載を行う予定です。		
PRTR 対象物質選定 (2021 年 10 月改正政令) の根拠 (以下の欄に「○」または根拠を記載)			
有害性	生態毒性 (甲殻類等, 魚類)		
排出量等 (2014 ~ 2017 の平均)	PRTR 排出量	PRTR 移動量	推計排出量 または 製造・輸入数量
環境モニタリング結果 (2008~2017)	複数地域検出 ^{※1}	※1: 「御利用にあたって」に記載の該当調査で 2008~2017 年の期間に複数地域で検出された場合に選定根拠とします。	
環境保全施策上必要な物質 (法令等)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法) (生態影響) の優先評価化学物質 (通し番号 199)		
環境データ ^{※2} (~2022.3 公表 時点の最新)	-		
適用法令等 (2022 年 10 月 時点)	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質排出把握管理促進法 (化管法) : 第一種指定化学物質 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法) : 優先評価化学物質 (生態影響) 大気汚染防止法 : <u>揮発性有機化合物 (VOC)</u> として測定される可能性がある物 		

	<p>質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>GHS 分類結果</u> ^{5)※3}  <p>皮膚腐食性 ／刺激性、 皮膚感作性</p>
--	---

※2: 環境データについて選定根拠に用いたデータと必ずしも一致しないことがあります。詳細は、「御利用にあたって」をご確認ください。

※3: 2017 年までの GHS 分類結果は、対象物質選定根拠のひとつとして考慮されますが、必ずしも化管法対象物質の選定根拠になっていないことがあります。(該当する危険有害性についてピクトグラムを示します)

■ 引用・参考文献

- 1) 経済産業省「化学物質安全性点検結果等（分解性・蓄積性）」
https://www.nite.go.jp/chem/jcheck/detail.action?cno=101-86-0&mno=3-2657&request_locale=ja
- 2) 経済産業省「生態影響に関して新たに収集した有害性情報（PNEC 導出に用いた有害性情報のみ抜粋）：一般化学物質」（2015 年度）
https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11223892/www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/pdf/h27_03_b04_02.pdf
- 3) (株) 化学工業日報社『17221 の化学商品』（2021 年 1 月発行）
- 4) 経済産業省「優先評価化学物質の製造・輸入数量」（2019 年度実績）
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/volume/priority/volume_priority_2019FY.pdf
- 5) NITE 統合版 政府による GHS 分類結果
<https://www.nite.go.jp/chem/ghs/m-nite-101-86-0.html>

■ 性状・用途に関する参考文献

- ・ (株) 化学工業日報社『17221 の化学商品』（2021 年 1 月発行）
- ・ 厚生労働省「職場のあんぜんサイト」安全データシート
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/101-86-0.html>

■ 改訂履歴

版数	発行日	改定内容
第 1 版	2023 年 3 月 9 日	初版発行